

## 18世紀前半の松前藩の商業(その1)

はじめに

前回は、松前藩の産業のうち「家畜」について見てきましたが、今回は「商業」について見て行きます。

当時の和内地では、農業や製造業がほとんど行われなかったため、米をはじめとして衣服・家具・その他日用品のほとんど全てを移入に頼っていました。したがって、和人は必ず蝦夷地の産物を移出して、これら食料や日用品のすべてを移入しなければ生活が出来ない状況でした。

しかし、アイヌの人々については、米を主食とはしていませんし、衣服についてもアッシを常服としていたので、それほど移入品に頼ることは無く、鉄器や綿布などや、酒・煙草などの嗜好品を主として交易していました。

## 商場交易から場所請負への移行について

17世紀後半ごろまでの蝦夷産物については、商場の知行主が年1回を原則として直接交易を行っていました。そして、シャクシャインの戦い(1669)の時、蝦夷地(アイヌ地)で犠牲になった和人のほとんどは商人や砂金とりなどであったことから、商場交易は商人が代行して業務を行うことが多かったのではないかと考えられており、戦い後、商場の交易は夏船1回に制限されました。

その後18世紀初頭享保年代(1716～1735)の「松前蝦夷記」によれば、家臣たちの知行地である商場が不漁で産物が減っており、船を出しても損失が増えるばかりなので、家臣らが申し合わせ共同で交易船を送り出すばかりではなく、なかには商場を商人に渡し

てしまつて、運上金を受け取るだけとなっている例もある、と記されており、これが後の「場所請負制」のはじまりを示していると考えられています。

なお、ここで云う商場の産物の減少は漁業製品ばかりでなく、鷹、鷹羽、熊皮、熊胆などの高価な蝦夷地の特産物の入手が不十分になったことも意味し、このような状態であつたので、商人は商場交易での利潤の追求から、運上金を上納し、さらに商人としての利益を得られるような経営をしなければなりませんでした。

場所(商場)の請負化は18世紀中頃元文年代(1736～1740)ごろにはほとんどの場所に広がつたとされており、藩主の直領と一部家臣の知行地を除いて運上金が設定されたことが、この頃記されたとき「松前町史」資料編第三巻)に見えます。

## 商人と金肥について

18世紀前半の元文年代について記された「北海随筆 乾巻」(大友喜作編『北門叢書』)によれば、「城

下の商人は江州、八幡、柳川村等の者多し。加賀、能登、出羽の者共も有。百姓は松前産の者、又津軽、南部の者も半あり。商人皆旅人也。」とあり、城下の商売人は近江の者が多く、北陸の者もいる。百姓というものは松前や津軽・南部の者で、商売人は全て他国から来た旅人であるとしています。

また、「百姓の業田作はなく、鯡を取て農業にかへ、十五の一を以て租税とす」とあり、城下の百姓は田作をするのではなく、鯡をとる漁業者で、漁獲高の十五分の一の現物納が定められていたようです。

さらに、「されば此干鯡を田家に用ゆる國々は、南部、津軽、出羽、北國、近江にかけて是を用ひ…」と

あり、これらの地方で水田に金肥(金銭を払って購入し施す肥料)を用いるほど、農業が発展しており、これを必要としたようです。

そして、南部・津軽・出羽・近江の商人が「近蝦夷の其村々を請合、松前にて運上を納め、蝦夷を支配して漁猫をなさしめ、その獲物を他国江廻して業とす。」とあり、商人が運上金を上納して「近蝦夷」(和内地に近い積丹半島以南のアイヌ地)の村の漁業を請け負いその産物を他国へ移出して生業としていると記されています。

## 松前での鯡漁について

また、同書によれば、鯡は数十年来不漁が無かつたとされ、「其獵時分にはおのづから松前へ寄り来て、年々時節をたがへず、春分十日過より寄り来る。凡二十日程の内に、一三度来て其時獵を得れば、翌年までの渡世是にて濟也。」と松前での鯡漁の様子を記しています。